

平成三十年六月二十九日提出
質問第四一九号

米軍嘉手納基地所属F十五戦闘機墜落事故に対する米軍への要請についての安倍総理の答弁に
関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

米軍嘉手納基地所属F十五戦闘機墜落事故に対する米軍への要請についての安倍総理の答弁に

関する質問主意書

本年六月二十五日の参議院予算委員会及び、二十七日の国家基本政策委員会合同審査会における安倍総理の米軍嘉手納基地所属F十五戦闘機の墜落事故に対する対応についての答弁について、以下質問します。

一 二十七日の党首討論の際に、立憲民主党の枝野代表の質問に対して、「我々が申入れをしたということ

は、最初に私はその申入れの正確な、言わば申入れについてお話をしておりますから、それについて、結果としてそうなったということでございます。」と答弁しています。ここで指している申入れとは、いつ、誰名義で、米国の誰に対して、どのような手段で（電話なのか、面会して文書を渡したのか、面会して口頭なのか、メールなのか等）、いかなる事項について、行ったのか、その中に飛行停止という単語は入っていたのかどうかも含めて、具体的に示してください。

二 「結果としてそうなったということ」とは、日本が要請した事項は安全管理、再発防止であって、飛行訓練の停止は含んでいないが、米軍側の徹底的な検査の都合で飛行を停止したということ、日本側が飛行停止と明示しそれを受けて米側が停止したのではない、という趣旨での発言と理解して良いのでしょうか

か、政府の見解を伺います。

三 二十五日の参院予算委員会において、福山哲郎議員の質問に対して「米軍に停止を申し入れたのは、沖縄国際大学に墜落事故があつて、以来、ずっと事故があつても申し入れすら行つてこなかった、その反省の上に立つて、私たちは申し入れを行つております。これは、残念ながら事実でございます。」と答弁してありますが、沖縄国際大学の事故以降、米軍機の事故等に当たつて、政府として行つた申し入れは本当に全くないのか、あるなら、いつ、どのような事案に対して、誰が、誰に対して、どのような手段で、いかなる事項について申し入れを行つたのか、その中に飛行停止という単語は入っていたのかどうかも含めて、明らかにしてください。

四 安倍総理は党首討論での答弁で、安倍政権になって発生した平成二十五年八月五日のヘリ墜落事故、二十八年の不時着水、二十九年十月十一日のヘリの墜落、十二月十三日の窓枠の落下の四例を挙げて、申し入れを行っているかと述べています。ここでいうところの申し入れそれぞれについて、いつ、誰が、誰に対して、どのような手段で、いかなる事項を申し入れたのか、その中に飛行停止という単語は入っていたのかどうかも含めて、具体的に明示してください。

右質問する。